

平塚市立金目小・中学校五領ヶ台分校いじめ防止基本方針

平塚市立金目小・中学校五領ヶ台分校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な考え方)

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、児童生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている状態ととらえます。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響が与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、自らがいじめを行わず、ほかの児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、児童心理治療施設、自立支援課、医務課との連携を大事にし、児童生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるようなコミュニティーアーづくりに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童生徒は、いじめは絶対に行ってはいけません。また、いじめを見逃したり、放っておいたりしてはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、児童心理治療施設職員等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

基本方針

どの児童生徒も心豊かに学校生活を送れるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に向けて、「わかる授業」の創造を柱に全教育活動を通して取り組みます。

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- 児童生徒一人一人がかけがえのない存在であるとの認識に立ち、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が他者の役に立っていると感じることのできる機会を提供し、活躍できることで、自己肯定感や自己有能感が高められるように努めます。
- 児童心理治療施設と連携して、児童生徒の心の有り様を的確に捉え、きめ細かい指導を推進し、情緒的側面の発達を図ります。また、学習上、生活上の困難を克服する自立活動の研究を進め、子ども達の調和のとれた育成を目指します。
- 個別教育計画を作成して個の教育的ニーズに対応した教科指導をするとともに、児童生徒の共通理解を図り、教育活動全般を通した児童生徒指導を推進します。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育及び体験活動等を充実させる中で、社会性を育みます。また、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育てます。
- すべての児童生徒の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、児童心理治療施設との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。
いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- 学校の教育活動全体でいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりとして、在校時は児童生徒だけでいることがないような教職員配置に努めます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

児童心理治療施設と連携して、日頃から何でも大人に話せる関係づくりに努めます。いじめの早期発見に向けては、教職員が日頃から児童生徒の表情や様子を細かく観察するなど確認します。そして、日々の寮引継ぎや登下校時の寮職員との情報交換及び定期的なカンファレンス等で情報共有に努めます。

- けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確な関わりをもち、いじめを積極的に認知するように努めます。
- いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査「みんなで気持ちのよい生活を！アンケート（学校生活アンケート）」（6月・11月実施）を実施します。また、日頃より小さなことでも気になったことがあった時点ですぐに個人面談を実施します。
児童生徒がいじめに係る相談が行うことができるよう相談体制の整備を行います。相談・通報のあった事案は、「いじめ問題対策会議」を通して情報の共有に努めます。
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年複数回実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図ります。

(3) いじめへの早期対応のための取り組み

いじめを見た、または、その疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。なお、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を徹底します。
また、いじめに係る情報は、適切に記録します。

- 相談・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、「いじめの防止等の対策のための組織」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有します。
いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導を児童心理治療施設の職員と連携しながら継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。

いじめを受けた児童生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、児童心理治療施設の職員と連携を図りながら、いじめた児童生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。

いじめを見ていた児童生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。

はやしたてたり、同調したりしている児童生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係機関と共有するために必要な措置を講じます。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会、所管の児童相談所及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が施設長と協議の上、判断をして行います。

- 出席停止となった児童生徒に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

(4) インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童生徒及び保護者が効果的に対処できるよう取り組みます。

情報モラル研修会等必要な啓発活動を行い、授業実践や日常の児童生徒指導を通して理解の推進を図ります。

- インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

(5) アンケートの保存期間

- いじめに関するアンケートは、当該生徒が施設退所するまで保存します。

アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、施設退所後 5 年間保存します。

3 児童心理治療施設職員との日頃からの情報共有と「いじめ問題対策会議」の開催

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために、次のような情報共有、事案への検討の場をもちます。

- ・各フロアとの引継ぎ

登校前、各フロアに職員が1名ずつ行き、前日から当日朝までの友だち、職員との関わり及び体調等での情報を収集します。

- ・分校三課連絡調整会議

毎週開催される当会議において、分校・児童心理治療施設双方の運営面での調整にとどまらず、「いじめ問題」も含めた児童生徒の生活全般の情報交換を行います。

- ・定例職員会議内の「児童生徒会議」

児童生徒の現状を「いじめ問題」に関する観点も含めて各学年より報告を行います。

上記の情報共有の場でいじめと疑われる相談・通報があった場合には、「いじめ問題対策会議」を緊急開催します。会議は児童心理治療施設の関係職員も含めて開催します。

(1) 「いじめ問題対策会議」の構成

- ・管理職
- ・教務主任
- ・児童・生徒指導担当
- ・教育相談コーディネーター
- ・児童心理治療施設該当フロアリーダー
- ・児童心理治療施設担当職員
- ・担当心理士

検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
いじめに関する相談・通報への対応

いじめの判断と情報収集

いじめ事案への対応検討・決定

いじめ事案の報告

いじめ問題対策会議で協議された内容は、子ども第三課職員にも周知し、状況により子ども自立生活支援センターでの拡大カンファレンスの実施も検討します。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

-
- | | |
|--------------------|-------------|
| ・管理職 | ・教務主任 |
| ・児童生徒指導担当 | 教育委員会 |
| ・教育相談コーディネーター | 教育指導課 |
| ・支援部長 | 子ども教育相談センター |
| ・子ども第三課長 | 等 |
| ・児童心理治療施設該当フロアリーダー | |
| ・児童心理治療施設担当職員 | ・担当心理士 |

事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

平塚市教育委員会への調査結果報告

調査結果の説明について、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

いじめの早期発見に関する取り組みに関すること

いじめの再発を防止するための取り組みに関すること